

大磯町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

大磯町公共下水道使用料条例（平成3年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般汚水の項中「1,652円」を「1,790円」に、「119円」を「129円」に、「128円」を「139円」に、「145円」を「158円」に、「160円」を「175円」に、「175円」を「191円」に、「199円」を「218円」に、「222円」を「243円」に、「246円」を「270円」に改める。

別表第2一般汚水の項中「826円」を「895円」に、「119円」を「129円」に、「128円」を「139円」に、「145円」を「158円」に、「160円」を「175円」に、「175円」を「191円」に、「199円」を「218円」に、「222円」を「243円」に、「246円」を「270円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に係る使用料については、なお従前の例による。

平成30年12月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄